

## 税のゆくえにも関心を

税務調査ときくと、納税者としては身構えてしましますが、最初にデータをひとつ。

わが国の台所事情をみてみると、収入（一般会計歳入）は81兆7891億円で、税収の占める割合は41兆7860億円で半分を占め、残り半分は国債という国の借金からなる予算構成で成り立っています。（これらは社会保障関係費、国債費、地方交付税交付金等、公共事業関係費などに充てられています。）そして、その税収のなかでも最も多いのが所得税で13兆8100億円（16.9%）、消費税9兆4890億円（11.6%）、法人税9兆1140億円（11.1%）、相続税1兆3510万円（1.7%）という状況になっています。

国民の租税負担率（国民所得に占める割合）は20.9%で先進国のなかでも低い水準となっています。（米：26.2%、英：41.4%、仏：39.8%、独：31.2%）

また、納税事務の窓口になっている税務署の数は全国で524ヶ所、さらに東京、大阪、名古屋、札幌、仙台、金沢、関東信越、広島、高松、福岡、熊本の11の国税局と沖縄国税事務所という組織になっています。分野別国家公務員定員によると国税職員は全公務員数79万6千人のうち5万6千人（7.0%）と行政機関のなかでも大きな割合を占めています。

### 【税務調査等の統計（平成14事務年度）】

税目	調査等件数 (千件)	不正発見 申告もれ割合	申告漏れ金額 (億円)
法人税	122	20.7%	15,555
(無所得法人)	38	23.5%	4,853
所得税	768	74.0%	8,565
(譲渡所得)	15	60.2%	1,171
相続税	11	89.2%	854

### 税務調査の法的根拠は何か？

申告納税方式の国税について、「税務署長は課税標準や税額等がその調査したところと異なるときは、その調査により課税標準や税額等を更正する」（国税通則法24条）とあり、法人税の場合「当該税務職員等は、法人税の調査について必要があるときは、法人に質問し、又はその帳簿書類その他の物件を検査することができる（質問検査権）」（法人税法153条）とされます。更に、「この質問検査権の規定による職員の質問等に対して答弁せず若しくは偽りの答えをし、また

これらの規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者、その検査に関し偽りの記載をした書類を提示した者は1年以下の懲役又は20万円以下の罰金とする」（同法162条）とされ、調査を受ける法人に対してこれに応じる義務を負わせているのです。（個人の所得税については所得税法234条、242条参照）

### 税務調査を受けたのち

税務調査ののち、税額が増える場合には一般的に修正申告のススメにより、納税者に自発的に申告を増額修正することを求めるケースが多いですが、これは行政処分による「更正」を行うことによって“異議あり”とする納税者側との衝突を避けたいという意向がはたらくようです。一方、納税者は自ら修正申告を行うことによって不服申し立てができなくなります。

修正申告行った場合には、申告期限内に提出した確定申告書による税額を法定納期限までに完納していない場合は「延滞税」という金銭的な罰金と、その増差税額に対して10%（又は15%）の割合で「過少申告加算税」というペナルティーが課されるので納税者としては覚悟しなければなりません。また、もし、修正申告に応じず、更正処分となった場合、税務署長は青色申告をしている者に対しては、その処分をした理由を付記しなければならないことになっています。（白色申告者には明文規定はありません）

### 納税者も関心を

2001年4月より情報公開法（「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」という法律で、行政機関が保有する文書、図面及び電磁的記録を請求することができるようになりました。しかし、個人・法人の申告、申請、届出等に関する情報、国税調査に関する情報などは開示請求できない税務上の文書ということになっていますので少々利用については制限がありますが、知っておくと便利な手続きです。また、更正や決定といった行政処分に対し異議申立て、審査請求といった救済制度の仕組みも用意されています。

税金は申告し、納税して終了というのではなく、税務行政の手続きや、使途といった、そのゆくえについても関心をもっておくことは納税者にとって必要でしょう。（担当：水本昌克）